

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程

制定理由

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正に伴い、本学における地球温暖化対策を推進するための体制を整備する必要があるため。

承認経過

平成 17 年 10 月 5 日 役員会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程を次のように制定する。

平成17年10月6日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成17年規程第30号

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）等に基づき、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における地球温暖化対策を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における「地球温暖化」及び「温室効果ガス」の定義は、条例等に定めるところによる。

第2章 推進体制

(学長の責務)

第3条 学長は、本学の事業活動における地球温暖化対策を着実かつ効果的に推進するため、次に掲げる事項を処理するための体制を整備するものとする。

- (1) 地球温暖化対策計画書等の作成
- (2) 温室効果ガスの削減対策（以下「削減対策」という。）の実施及び進捗管理
- (3) 削減対策の効果の確認及び検証
- (4) 削減対策の見直し
- (5) エネルギーの使用設備・機器の稼働状況及びエネルギーの使用に関する数値等を定期的に記録する管理台帳の整理
- (6) エネルギーの使用設備・機器の運転及び保全についての適正な管理
- (7) 職員、来学者、関係業者等に対する地球温暖化対策に関する理解・認識を深めるための普及啓発、研修等の実施

(8) その他地球温暖化対策に関する事項

(統括マネージャー)

第4条 本学に、地球温暖化対策統括マネージャー（以下「統括マネージャー」という。）を置き、理事（総務等担当）をもって充てる。

2 統括マネージャーは、前条各号に掲げる事項に関する業務を統括する。

(テクニカルアドバイザー)

第5条 本学に、地球温暖化対策テクニカルアドバイザー（以下「テクニカルアドバイザー」という。）1名を置き、その資格を有する者のうちから学長が選任する。

2 テクニカルアドバイザーは、学長及び統括マネージャーに技術的な助言を継続的に行うものとし、具体的な削減対策の実施に当たっては、次条に定める推進責任者及び第7条に定める推進員に対して技術的な助言を行うものとする。

3 テクニカルアドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、テクニカルアドバイザーに欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進責任者)

第6条 本学に、地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、総務部長及び施設マネジメント部長をもって充てる。

2 推進責任者は、統括マネージャーの指示に従い、削減対策の責任者として、次に掲げる業務分担により削減対策の進行管理を行うものとする。

(1) 総務部長 連絡調整担当

(2) 施設マネジメント部長 技術担当

(推進員)

第7条 本学に、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

2 推進員は、推進責任者の指示に従い、当該部局の削減対策を実施するものとする。

第3章 地球温暖化対策協議会

(設置)

第8条 本学に、東京学芸大学地球温暖化対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第9条 協議会は、第3条各号に掲げる事項を協議するとともに、本学における地球温暖化対策の推進に係るさまざまな方策を提言することを目的とする。

(組織)

第10条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事
- (2) テクニカルアドバイザー
- (3) 学系長
- (4) 附属図書館長
- (5) 附属学校運営参事 1名
- (6) 事務局長
- (7) 総務部長及び施設マネジメント部長
- (8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
(議長等)

第11条 協議会に議長及び副議長を置き、議長は、理事（総務等担当）をもって充て、副議長は、前条第3号から第6号までに掲げる委員のうちから選出する。

2 協議会は、議長が招集する。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第12条 第10条第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の者の出席)

第13条 協議会は、必要に応じて本学の生活協同組合及び学生の代表者等の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、関係部課の協力を得て、総務部総務課において処理する。

第4章 その他

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、地球温暖化対策に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月6日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出されるテクニカルアドバイザーの任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 この規程施行後最初に選出される第10条第8号の委員の任期は、第12条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

別 表（第7条第1項関係）

部 局	推 進 員	備 考
事務局	総務課長 財務課長 学務課長 施設企画課長 情報管理課長	附属図書館及び有害廃棄物処理施設を含む。
総合教育科学系	学系長代行	環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター及び情報処理センターを含む。
人文社会科学系	学系長代行	
自然科学系	学系長代行	放射性同位元素総合実験施設を含む。
芸術・スポーツ科学系	学系長代行	
附属学校	各副校長，副園長（附属幼稚園竹早園舎にあつては，教務主任）	